

現業評議会ニュース

知事宛申入れに関する職場要求交渉

安心して働き続けられる職場環境の確保を
少人数・高齢化が顕著 現場に寄り添った対応を要請

1月28日、職場要求対県交渉が実施された。今期は新型コロナウイルス感染症対策として、組合本部による執行部交渉となったが、支部・職能協も代表参加し、別室でweb視聴を行いながら協議が進められた。また、現評独自交渉は、交渉団メンバーの参加も厳しい状況から「書面協議」に切り替え必要な確認を行った。最終交渉では、新型コロナウイルス・災害対応に要する増員を要請するとともに、社会福祉業務手当の改善、庁舎改修、福利センター関係の要求前進を確認し、現業評議会は、各現場から寄せられた声に基づき、名村議長から要請を行い交渉を終えた。

※全体課題は、県職労ニュースNo.18で確認してください。

【現評独自要求に関する回答】

○職域のあり方は、技能労務職が現場で培ってきた技術と経験を活かし、今後も県行政の一翼を担うものとする。

○技能労務職のあり方交渉をはじめ、労使確認を踏まえた対応を行うこと。

(回答) 技能労務職の定員については、10月13日の現業統一交渉で申し上げたとおり、現在雇用している職員の雇用を守るという基本的な考え方のもと、あり方協議で見出された将来像を人事当局として最大限尊重し、労使で確認した内容を踏まえた対応を行っていく。

○再任用短時間職員の補完は、業務に支障が生じないように配置すること。

(回答) 短時間勤務の再任用職員を配置する場合、業務に支障が生じないよう、現場の実情を踏まえ、柔軟に対応していく。

○少人数・高齢化となっている職場実態を踏まえ、各現場で災害の未然防止に向けた実効性のある労働安全衛生体制を確立し、安心して働き続けられる職場環境を確保すること。

(回答) 職場の実態を踏まえた職場の危険防止や健康障害防止を図るため、「安全委員会・衛生委員会」、また、全庁的な問題を扱う「安全衛生協議会」を労働安全衛生法等に基づき設置している。これらの場を活用するなどして、労使で話し合うことにより、職員の皆さんが安心して働き続けられるよう、職場の安全と職員の健康の確保について努めてまいりたい。

○特殊勤務手当の改善

(回答) 特殊勤務手当については、第一義的に各現場の勤務実態等を踏まえ見直しや新設の必要性を検証すべきと考えており、各局交渉において一定の回答を行ったところである。その上で、全庁的な視点から見ると、本県の特殊勤務手当については、平成17年度に抜本的な見直しを行ったが、それ以降も、国は、地方公共団体に対して、総務副大臣通知などを通じ、手当の適正化に向けた是正指導を強く行っており、他府県では指導を踏まえた見直しが行われている状況にある。また、公務員給与全体を取り巻く情勢は、依然として厳しく、なかでも、特殊勤務手当については、県民から厳しい目が向けられており、国や他府県を上回る措置を講ずることは困難な状況である。そのため、要求にお応えする材料を見いだすことが出来ないことについて、ご理解いただきたい。

○地震・風水害・新型インフルエンザ等の自然災害に備え、災害の予防や減災、災害発生後の危機管理対応について、現業職場が果たす役割を確立すること。

(回答) 自然災害等が発生し、危機管理対応が必要となった場合においても、各局毎に行っているあり方協議で確認された業務に従事いただくことが、基本とされている。しかし、この度の新型コロナウイルス感染症に係る全庁を挙げた対策・対応において、検体搬送業務等にご尽力いただいたように、災害等

の規模や状況によっては、県民の安全・安心の確保のため、全職員を挙げた対応が必要となる事態も考えられる。その様な災害等が発生し、現業評議会の皆様に新たな業務に従事していただくかなければならない場合は、その都度、職員の意向も尊重しつつ、業務内容や期間等を明らかにした上で、相談させていただきたい。災害という性格上、緊急な対応が必要となる場合もあると考えられるが、皆様のご協力をいただくため、誠意を持って対応してまいりたい。

○普通乗用車を配置する場合は、専任運転員を配置すること。

(回答) 業務を能率的に遂行していくためには、自動車の利用は不可欠なものであるとの認識に立ち、指定運転員制度を実施しているところであり、全ての都道府県においても、同様の仕組みが講ぜられているところである。普通乗用車への専任運転員の配置については、業務実態や過去の経緯をふまえての配置状況となっているのでご理解いただきたい。

【組合追及と回答】

○労使協議制の遵守について

(組合) 労使協議制に基づいた団体交渉では、現場職員が交渉責任者である本庁の課長へ現場実態・職への思いを訴え、当局もこれを真摯に受け止め検討を重ね、労使間の到達点を目指した取り組みを進めてきた。しかし、今期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い「道路管理パトロール隊」のあり方の継続協議をはじめ取り組みが難しい状況にあるが、従来からの労使確認に基づき、真摯な対応を継続してもらいたい。

(回答) これまでどおり誠意をもって協議をさせていた。

○事務事業の変更に係る事前協議制の遵守について

(組合) 新年度の事務事業に変更がある場合は、職場要求交渉の最終日までに当局から申し入れがあり、丁寧な労使協議の積み重ねにより労使間で課題解決を図ってきたが、従来どおりの対応で良いか。

(回答) 来年度の執行体制について、改めて申し入れをする必要があるものについては、職場要求交渉の最終日までに申し入れをするよう各局を指導するとともに、これまでどおり誠意をもって協議をさせていた。

○新年度体制について

(組合) あり方交渉を終えた多くの職域で、退職・再任用満了等に伴う業務補完は、業務委託又は会計年度任用職員での対応となっているが、業務水準の低下は来さないことを確認している。新年度体制の確立へ向けて、必要な予算確保と人員配置をお願いしたい。

(回答) 昨年の現業統一交渉において「あり方協議で見出された将来像については、人事当局として最大限尊重していく」と、回答したところであり、新年度の業務執行体制についても、各部署と連携し、業務に支障が生じないように、対応させて頂きたい。

○部局間の意見交換会について

(組合) あり方交渉後の職域における課題解決へ向けて、意見交換会を取り組んでいる。今年の新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザに係る対応や、近年頻発する自然災害など、災害・緊急時の対応で、現業職もこれまでの経験・知識を活かして取り組めるものがないのか検討している。我々としては、非常時に求められるのは現場力、職員のマンパワーだと考えており、部局間の意見交換会の取り組みも通じ、議論していきたい。意見交換会は、あり方交渉に基づく取り組みであり、必要な場合は、人事当局としてもフォローアップをお願いしたい。

(回答) 皆様と各部署との意見交換会等において、業務の充実に向けた思いや課題への対応など、その場で出された皆様の率直な意見の把握に努める等、引き続きその状況を見守ってまいりたい。また、意見交換会等で得られた結論については、人事課としても尊重してまいりたい。

○再任用制度について

(組合) 近年、再任用満了を待たずして退職される方や、年度途中の退職、また、再任用制度自体を利用されない方も出ており、採用停止の状況が長期間続く現業職場にとって、より一層、職場環境が厳しい状況となっている。行政職とは、制度が若干異なる部分もあり「雇用と年金の連携」といった制度導入の主旨に基づき、現場での丁寧な対応をお願いしたい。また、現業職はフルタイム勤務が原則である

が、短時間勤務職員も増えており、現場協議の結果を踏まえ、必要な場合は、業務を補完する会計年度任用職員の配置をお願いしたい。

(回答) 業務に支障が生じないよう現場の実情に合わせて柔軟に対応してまいりたい。

○労働安全衛生体制の充実へ向けて

(組合) 災害の未然防止へ向け、この間、真摯に取り組んで頂き感謝します。今後も現場の声を集約し、新たな課題が出てきた場合、改めて、相談させて頂きますので、よろしく願います。

(回答) わかりました。

○手当改善について

(組合) 今期は、新型コロナウイルス感染症関係で防疫作業手当の特例も措置された。手当改善が無い年が続いている中で、改善できるものは改善するとの姿勢で、早期に対応頂き感謝する。今後、長期化も予想され、継続した対応をお願いしたいと考えているが、一方で長年要求している手当もある。部局交渉においても、現場実態の具体例を申し上げてきたが、改善できるものは無いのか。

(回答) 要求のあった各手当については、勤務実態を各部署から聞いていたが、これまでから、何か改善できることはないか、という姿勢で検討を重ねてきた。結果的には見直しが無い年度が続いているが、今後もこの基本姿勢に変わりはない。しかしながら、特殊勤務手当を含め、公務員の給与を取り巻く情勢は依然として厳しく、今年度も改善することが困難な状況にあるということはご理解いただきたい。

○必要な事務費の確保について

(組合) 毎年、この交渉で、次年度の予算確保をお願いしてきた。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で今後の予算運営が厳しい状況となるとの懸念もあるが、県民サービスが低下しないよう、現業職場においても必要な予算は確保するよう強く要請する。また、部局にもお伝え頂きたい。(回答) 本県の財政は引き続き厳しい状況にあります。また、部局にもお伝え頂きたい。

すとおりの、業務執行に必要な予算は確保して参りたいと考えております。また、皆さんから要請のありましたことについて、改めて各部署にも伝えて参ります。

○職種転換者への対応について

(組合) 引き続き、丁寧な対応を要請します。(回答) 引き続き、丁寧に対応したい。

【名村議長要請】※合同交渉より

今期は、新型コロナウイルス感染症防止対策もあり、従来とは異なった職場要求交渉となり、交渉に参加できなかった、現評交渉団メンバーの声・思いをお伝えしたい。例年、この交渉は、新年度予算の確定に向け、交渉責任者である、人事課長・管財課長・職員課長へ、現場の困窮した状況をお伝えし「あり方交渉の経過は十分に承知している」「厳しい行財政環境の中にあるが、労使、お互いに知恵を絞って、一緒に困難を乗り越えていこう」と、そういった確認を行い、交渉団メンバーは、これを職場に持ち帰り「厳しい状況でも当局は汗をかくてくれると言っている」「現業仲間は、毎年減ってきたが、目の前の仕事に打ち込み、県民サービスを維持・向上させることで我々の安心感を得ていこう」と、新年度へ向けて現場で声をかけあい、そうした、年に一度の、大事な、交渉の位置づけであったと思う。今期は、残念ながら、交渉団メンバーが直接、各課長の顔をみて思いを伝えることができなかったことが悔やまれるが、新型コロナウイルス感染症は、今後も長期化が予想されることから、協議が出来ないことによって労使間の信頼関係が維持できなくなるのかどうか心配な面もある。12月の部局交渉では、交渉責任者である各課長に、現場の思いを伝えたいところ「労使確認の遵守は当然として、この確認を基本に、組合員の職場環境を維持・改善させていきたい」との姿勢も確認させて頂いた。また、今期の賃金確定交渉でも、厳しい生活実態にある現業職のために汗をかいて欲しいと要請したが、客観情勢に終始した厳しい回答のみで、今回の職場環境の面でも、現状維持が精一杯なのかと感じている。確かに、今期の新型コロナウイルス



「現場の声」に基づき要請する名村議長

左は水鳥副議長

感染症・鳥インフルエンザ等、大規模災害に直面し、県民の生命・財産を守ることを第一に、当局が日々、汗をかいてきたことは我々としても認識している。ただ、その最前線には、職員がおり、現業職員も、その一翼を担い、また、新たな取り組みができないかと知恵を絞っていることは、理解して頂きたいと思う。多様化する住民ニーズに応えるためには、やはり(現場力の充実)マンパワーが無ければ、心のこもった県民サービスは実現しないと考えている。社会情勢・県財政悪化を理由に採用停止にある現業職だが、05年、07年の基本確認から、相当の年月が経過しており、今後懸念される労働人口の減少・委託料の高騰等、社会情勢も変化しており、現場力の維持・向上を図るため「必要な業務には、正規職員による対応が必要である」と各部署に訴えていくので、あり方交渉を実施するよう指示した人事当局におかれては、こうした部局間の議論を真摯に受け止め「安心して働き続けられる職の確立」に向け誠意ある対応をお願いしたい。県職員として必要とされる職位と位置づけられた。これが、現業評議会としての思いである。